

令和 7 年度芽室高校との意見交換会実施要領案について

1 目 的

生徒との意見交換を通じて「地方自治の担い手意識の醸成」、「議会活動の認知度向上」、「まちづくりに関心を持ち参加する機会」とする。

2 事業の根拠

- (1) 芽室町自治基本条例第 3 条第 6 号（議会と議員活動の原則）
- (2) 芽室町議会基本条例第 2 条第 4 項（基本理念）
- (3) 芽室町議会基本条例第 8 条第 1 項（町民参加及び町民との連携）

3 日 程（候補）

- (1) 12 月 17 日（水）
- (2) 12 月 18 日（木）
- (3) 12 月 22 日（月）
- (4) 12 月 23 日（火）

4 場 所 芽室高校（会議室）

5 事業の留意事項

- (1) グループワークの内容については学校側と協議の上で決定とする。
- (2) グループワークの進行(ファシリテーター)は議会の役割とする。
- (3) 開催後に生徒及び議員に対するアンケート(Google forms)を実施する。